

毎年6月は男女共同参画月間

6月23日~29日は男女共同参画週間です 「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」

「男女共同参画社会」とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

日本では共働き世帯が専業主婦世帯の2倍を超え、子育てや介護をしながら働く女性が増えています。しかし、女性が働くうえで、家庭と仕事との両立が困難、家事・育児を手伝ってくれる人が身近にいないなどの課題もあります。

また、男性の育児休業取得率は近年上昇傾向にあるものの、育児休業を取得しなかったのに取得できなかった人の割合は3割にもなると言われています。

これからは「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担ではなく、女性も男性も家庭と仕事とが両立できるような環境が必要です。男女がともに仕事と子育てや介護など家庭生活を両立できるよう、多様な視点や意見を反映させることのできる社会を目指しましょう。

■問い合わせ/香南市役所人権課(☎57-8507) 高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課(☎088-823-9651) こうち男女共同参画センター「ソレ」(☎088-873-9100)

■対象 次の条件すべてに当てはまる方
・離職日時点で65歳未満の方
・雇用保険の失業者給付を受けている方で「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」番号

■申請方法 ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」または、「雇用保険受給資格通知」を持参し、税務収納課へ申請してください。

◆国保税の軽減制度(非自発的失業者対象)があります
企業の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で失業された方は、申請により国保税が軽減されます。

◆国保加入者の皆さま、所得の申告はお済みですか?
香南市国民健康保険加入者(世帯主と19歳以上の加入者)は、毎年4月上旬までに所得の申告が必要です。

6月上旬までに未申告の方には申告書を送付していますので、至急申告してください。収入が無かった方や、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方については、郵送での提出も可能です。

■軽減内容
前年中の給与所得を100分の33、34の方
■軽減期間
離職の翌日から翌年度末まで(最長2年度間)

■問い合わせ
市役所税務収納課

6月定例議会の主な予定

- 開会/6月19日(月) 9:30~
●一般質問/ 6月26日(月)・27日(火)・28日(水)・29日(木)
●議案質疑・付託・委員会審査等/ 6月29日(木)・30日(金)
●閉会/7月7日(金)
☎市議会事務局 ☎57-8513

令和5年度 市県民税 第1期 の納期限は 6月30日(金)です。 期限内の納付をお願いします。

が11、12、21、22、23、31、32、33、34の方
前年中の給与所得を100分の30と見なして算出します。
■軽減期間
離職の翌日から翌年度末まで(最長2年度間)



障害者福祉医療費助成

◆更新および申請について
現在障害者福祉医療費助成制度を受けている方で、受給者証の有効期限が令和5年6月30日までとなっている方は、引き続きこの制度を受けるためには更新の申請が必要です。

■対象
身体障害者手帳1、3級、もしくは療育手帳A1、A2、B1、B2をお持ちの方
■更新期限
すでに認定を受けている方は、6月12日(月)までに手続きが必要です。

■申請場所
福祉事務所(市役所2階)、またはお近くの各支所
■手続きに必要なもの
健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳
■所得制限
65歳未満の方は世帯の総所得が200万円以下、65歳以上の方は世帯全員の住民税が非課税

■問い合わせ
福祉事務所



国保加入者の皆さま、所得の申告はお済みですか?

香南市国民健康保険加入者(世帯主と19歳以上の加入者)は、毎年4月上旬までに所得の申告が必要です。

6月上旬までに未申告の方には申告書を送付していますので、至急申告してください。

収入が無かった方や、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方については、郵送での提出も可能です。

■問い合わせ
市役所税務収納課

JICA 海外協力隊

開発途上国で現地の人々と同じ生活をしながら、ともに働き、国づくりに貢献する JICA 海外協力隊を募集します。

■応募資格
生年月日が1953年7月5日~2004年1月2日に生まれた方で、日本国籍を持つ方
※一般案件の一部の要請は、応募締め切り時点で満45歳以下の方が対象

▼募集説明会を開催します
6月10日(土) 14時~16時、オーテピア高知図書館で開催。参加無料、予約不要。
※募集説明会についての問い合わせは(公社)青年海外協力隊 JICA 大阪(☎080-7397-1752)へ
■ホームページ
https://www.jica.go.jp/volunteer/
■問い合わせ
JICA 四国
☎087-821-1882
JICA 海外協力隊
募集事務局
☎045-1410-8922

第19回 土佐よさこい ツーデーウォーク

- 7/1 長距離コース▶香南市わくわくコース/12km
短距離コース▶香南市ふれあいコース/6km
7/2 長距離コース▶安芸市まるごとコース/14km
短距離コース▶安芸市散策コース/6km

- 参加料
・長距離コース:2,500円 ・短距離コース:1,500円
※1日だけ、または2日間の参加でも同額
●申込み方法
市役所や各支所等にある参加申込書に必要事項を記入し提出。インターネット申し込みを希望の方は、市ホームページからお申し込みください。
●ホームページ
https://www.city.kochi-konan.lg.jp/bunka\_sports/event/index.html
●申込み締切り
6月14日(水)
●問い合わせ
市役所生涯学習課 ☎50-3022

児童手当について

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを養育している方に支給するものです。

■支給対象/0歳~中学生までのお子さんを養育している方

Table with 2 columns: 支給額, 支給対象. Rows include 0~3歳未満 (15,000円/月), 3歳~小学生 (10,000円/月), 3歳~小学生 (第3子以降) (15,000円/月), 中学生 (10,000円/月), 所得制限以上所得上限額未満の方の子ども (5,000円/月), 所得上限額以上の方の子ども (支給なし)

■所得制限および所得上限額/令和4年6月から適用

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 所得制限限度額(平成24年6月以降適用), 所得上限額(令和4年6月以降適用). Rows include 0人 (622万円, 858万円), 1人 (660万円, 896万円), 2人 (698万円, 934万円), 3人 (736万円, 972万円), 4人 (774万円, 1,010万円), 5人 (812万円, 1,048万円)

■支給時期/原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで(4カ月分)が支給されます。支給日は各月の10日です。

★6/9(金)は2~5月分の児童手当定期支給日です。

※個別に支払通知はしませんので、通帳で入金をご確認ください

令和4年 6月1日~、児童手当制度の一部が変わりました!

①所得が基準額以上の世帯は、児童手当が受けられなくなりました

家計の主となっている保護者の所得が、別表の所得上限額を超える場合児童手当は支給されず、資格も消滅しています。

②現況届の提出が原則不要です

お子さんの養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。ただし、下記に該当する方は現況届の提出が必要です。

- 未成年後見人、施設・里親の受給者の方
●離婚協議中で配偶者と別居している方
●配偶者からの暴力等により、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
●お子さんの住民票がない方
●その他、状況を確認する必要がある方

■問い合わせ
市役所市民保険課 児童手当係 ☎57-8506